

## ✓ 1. 退去届の提出

- ・退去予定日の7~10日前までに、市営住宅課窓口にて退去届を提出してください。
- ・退去届の提出時に、退去検査の日程を調整いたしますので、あらかじめご希望の日程をいくつかご検討のうえお越しください。退去検査の受付可能時間は 平日の10:00~16:00 です。
- ・還付手続きに必要なため「名義人の印鑑（認印可）と通帳の写し（口座名義人・口座番号・支店名が確認できるもの）」をご持参ください。
- ・名義人または同居者以外の方が手続きを行う場合には委任状と代理人の印鑑をご持参ください。
- ・最終月の家賃および駐車場使用料は日割りで計算されます。お支払いは、口座振替または退去届の提出時にお願いいたします。
- ・日割りの引落処理に間に合わない場合は、いったん1か月分を口座より引き落とし、後日、日割り計算による差額を還付いたします。

### 駐車場を契約している場合

- ・退去届とは別に「駐車場返還届」を提出してください。
- ・保証金の還付がありますので「契約者の印鑑（認印可）と通帳の写し（口座名義人・口座番号・支店名が確認できるもの）」をご持参ください。

## ✓ 2. 退去準備（入居者設置物・模様替え等の撤去）

- ・入居者にて取り付けたものはすべて撤去してください。（模様替え申請で承認されたものも含む）  
居室の照明器具/カーテンレール/クーラー（エアコン）/網戸（レールを含む）/手すり/等
- ・クーラースリーブはキャップで閉栓してください。
- ・ウォシュレットは撤去し、元の便座に戻してください。
- ・コンセントの電圧変更をされた場合は必ず元の状態（100V）に戻してください。
- ・洗濯パンエルボは那覇市負担で設置しているものです。退去時は残しておいてください。
- ・若狭改良市営住宅から退去される方は屋外倉庫の片づけ・清掃も行ってください。
- ・旧真地/若狭改良/安謝第一/銘苅/壺川市営住宅から退去される方は給湯器の撤去も行ってください。
- ・上記未対応の場合、修繕費に追加されますのでご注意ください。

## ✓ 3. 退去準備（室内清掃とごみの処分）

- ・退去にあたっては基本的な室内清掃をお願いいたします。著しい汚れが残っている場合や、清掃がされていないと判断される個所については修繕費の追加対象となることがあります。
- ・ごみは那覇市のごみ分別ルールに従い適切に処分してください。（詳しくはごみ分別の手引きをご確認ください）
- ・粗大ごみは処理券を貼り、那覇市クリーン推進課☎ 098-889-3567 に回収予約を行ってください。（那覇市ごみ分別の手引きP7）
- ・家電4品目（テレビ／冷蔵庫／洗濯機／エアコン）は粗大ごみでは処分できません。家電販売店などでリサイクル回収をご依頼ください。（那覇市ごみ分別の手引きP8）

## ✓ 4. 退去準備（ライフラインの閉栓手続き）

- ・退去検査前までに必ずライフラインの閉栓手続きを行ってください。当日では間に合いません。



電気・ガスは契約自由化により、記載以外の会社と契約されている場合もあります。契約中の会社へ直接ご連絡ください。

## ✓ 5. 退去検査

- ・ 指定管理者職員・建築業者・畠業者が立ち会い、室内確認と修繕費の判定を行います。
- ・ 検査当日は入居者の立会いが必要です（代理人でも可）。時間厳守をお願いします。

### 【退去検査時の持ち物】

1. 住宅の鍵（スペアキーを含むすべて） ※辺市営住宅はごみ置き場の鍵の返却もお願いします
2. 水道料金の完納証明書（最終閉栓後に那覇市水道局が発行）

※閉栓の手続きを行い、水道料金をすべてお支払いいただいた後に発行される証明書です。

### 3. 退去修繕費（現金）

- ・ 退去にあたっては、必ず退去修繕費が発生します。退去検査当日、現金でのお支払いが必要となりますので、あらかじめご準備をお願いいたします。
- ・ なお、前年度の平均的な修繕費額については、窓口にてお尋ねください。
- ・ 郵便受けは検査後に封鎖しますので、チラシ・郵便物はすべてご自身で回収していただきますようお願いいたします。

### 修繕費の自己負担について

以下は原則、入居者の自己負担となります。

- ・ 室内清掃費用（著しく汚れている場合などは追加となります）
- ・ 畠の表替え・ふすま・障子の張替え
- ・ クロス（壁紙）の破損・汚損、市が設置した網戸の穴あきやたるみ等
- ・ 修繕負担区分表（別紙）にて入居者負担とされている項目で、破損や汚損が確認されたもの
- ・ 通常の生活で生じる範囲を超えた傷みや、掃除や修理をせずに放置したことが原因の損傷  
例：壁や床のひどい汚れ、カビの繁殖、たばこのヤニによる壁の変色、キッチンまわりの油汚れ、故意・過失により壊した箇所など
- ・ 入居者が取り付けた設備や備品の撤去費用（※退去検査時に残っている場合）  
例：エアコン・カーテンレール・棚など、市の設備として設置されていないもの。

## ✓ 6. 自治会へのご挨拶と未納清算

- ・ 退去される際は自治会へのご挨拶をお願いいたします。
- ・ 自治会費や共益費等の未納分がある場合は忘れずにご精算ください。

## ✓ 7. 各種手続き（住所変更・口座登録関連）

- ・ 退去後に郵便物が届かなくなるのを防ぐため、郵便局で「転居届（転送届）」をご提出ください。
- ・ 引越し後は、新住所への住民票の異動（転出・転入届）が必要です。手続きの際には、「市営住宅退去届兼検査表」の写しをご持参ください。  
※市営住宅で退去手続きを行った証明として、提示を求められます。
- ・ 家賃・駐車場料金の口座振替登録をされていた方は、最終の引き落としを確認した後、「口座振替廃止届」を金融機関へご提出ください。（※契約者死亡の場合は不要です。）

【確認事項】退去にあたっては、以下の内容を理解し、必要な対応を行います。

□入居中に設置した設備の撤去やゴミの適切な処分を行います。

□室内の清掃を行い、著しい汚れがある場合には修繕費が追加料金となることを理解しています。

□退去検査時には現金での修繕費支払いが必要となることを確認しました。

令和 年 月 日

氏名（署名）

記入者区分

- 名義人または同居者
- 緊急連絡人または連帯保証人
- 代理（名義人との続柄： )

退去に関してご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

那覇市営住宅等指定管理者 株式会社レキオス 098-951-3242